

江府町災害廃棄物処理計画 (概要版)

令和6年1月

江 府 町

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景及び目的

近年、地球環境の大きな変化により、想定されていなかった大規模な災害が各地で観測されている。ひとたび大雨による土砂災害や大規模地震等の災害が発生すれば、がれき等や廃棄物が突発的に大量発生するとともに、交通の途絶等に伴い平常時の収集・処理を行う事も困難となり、公衆衛生上の観点からも住民生活に大きな支障となる。これら災害廃棄物の円滑な収集・処理を、災害直後だけでなく復旧段階において生じる廃棄物も含めて的確に行わなければ、災害復興の大きな妨げとなってしまう。

本計画は、環境省の定める「災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定版）」に基づき、「鳥取県災害廃棄物処理計画（平成30年4月 以下「県計画」という。）」と「江府町地域防災計画」との整合を相互に図りながら、今後想定される突然の災害により発生する災害廃棄物の収集・処理に対し、迅速かつ的確な対応を取るための基本的な事項を定め、町民の生活環境を守り、地域の早期復旧・復興に寄与することを目的として策定するものである。

2. 計画の位置付け

本計画は、全国で発生している災害における教訓や知見を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）等の改正及び同法に基づく基本方針をもとに、「江府町地域防災計画」及び「江府町一般廃棄物処理基本計画」における災害廃棄物の処理に関する事項を補完する計画として位置付けるものである。

なお、災害発生時には、情報収集を行ったうえで、本計画に基づき災害廃棄物の発生量の推計、処理期間等の方針及び具体的な処理体制について検討を行い、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を作成する。

3. 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び台風、豪雨等による風水害、その他自然災害とする。なお、災害廃棄物の発生量については、江府町地域防災計画で最も被害を及ぼすと想定されている「鳥取県西部地震断層の地震」を想定する災害とし、地震発生に伴い生じる災害廃棄物について検討を行う。なお、当該地震における被害想定について表1に示す。

表 1 江府町における地震災害の被害想定

| 鳥取県西部地震断層の地震 | | | |
|--------------|---------------------|----------------|---------|
| 現況データ | 人口 (人) | 深夜 | 3,400 |
| | | 12時 | 3,000 |
| | | 18時 | 3,200 |
| | 建物棟数 (棟) | | 2,400 |
| 地震動・液状化 | 計測震度面積率 (%) | 5弱以下 | 5.2% |
| | | 5強 | 64.4% |
| | | 6弱 | 29.6% |
| | | 6強 | 0.7% |
| | | 7 | 0.0% |
| | 液状化危険度面積率 (%) | かなり低い(PL=0) | 1.3% |
| | | 低い(0<PL≤5) | 0.0% |
| | | 高い(5<PL≤15) | 0.0% |
| 極めて高い(15<PL) | | 0.0% | |
| 建物被害 (冬) | 建物被害 (棟) | 全壊数 | 約 20 |
| | | 半壊数 | 約 110 |
| | | 一部損壊数 | 約 590 |
| 火災 (冬 18時) | 出火件数 (件) | | 0 |
| | 焼失棟数 (棟) | | - |
| 人的被害 | 冬深夜 (人) | 死者数 | * |
| | | 負傷者数 | 約 10 |
| | 夏 12時 (人) | 死者数 | * |
| | | 負傷者数 | 約 10 |
| | 冬 18時 (人) | 死者数 | * |
| | | 負傷者数 | 約 10 |
| | 避難所生活者数 (冬 18時) (人) | 1日後 | 約 30 |
| | | 1週間後 | 約 70 |
| 1ヶ月後 | | 約 20 | |
| ライフライン機能支障 | 電力 | 停電軒数 (直後:軒) | * |
| | 上水道 | 断水人口 (1日後:人) | 約 2,200 |
| | 下水道 | 機能支障人口 (1日後:人) | 約 70 |
| | 通信 | 不通回線数 (直後:回線) | * |
| | LPGガス | 供給停止戸数 (直後:戸) | 約 40 |

4. 災害廃棄物発生量の推計

本計画における災害廃棄物発生量推計値および片付けごみ推計値、既存処理施設における災害廃棄物処理可能量等の推計結果について以下に示す。

表 2 災害廃棄物発生量推計値 (単位: t)

| 種類 | | 地震 (揺れ) | 土砂災害 | 合計 |
|---------|----------|---------|-------|-------|
| 燃やせるもの | 柱角材 | 312 | 50 | 362 |
| | 可燃物 | 110 | 118 | 229 |
| 燃やせないもの | コンクリートがら | 991 | 67 | 1,057 |
| | 金属くず | 16 | 6 | 23 |
| | 不燃物 | 613 | 62 | 675 |
| その他 | その他 | - | 310 | 310 |
| | 土砂 | - | 1,465 | 1,465 |
| 合計 | | 2,042 | 2,079 | 4,121 |

※四捨五入の関係で合計の数字が一致しない場合がある (以下、同じ)

表3 片付けごみ量推計値（単位：t）

| 種類 | | 地震（揺れ） | 土砂災害 | 合計 |
|---------|----------|--------|------|-------|
| 燃やせるもの | 柱角材 | 260 | 2 | 262 |
| | 可燃物 | 92 | 4 | 96 |
| 燃やせないもの | コンクリートがら | 825 | 2 | 827 |
| | 金属くず | 14 | 0 | 14 |
| | 不燃物 | 510 | 2 | 512 |
| その他 | その他 | - | 10 | 10 |
| | 土砂 | - | 48 | 48 |
| 合計 | | 1,700 | 68 | 1,768 |

表4 焼却施設における災害廃棄物処理可能量（280日/年稼働）

| 施設名：日野町江府町日南町衛生施設組合ごみ処理施設 | | |
|---------------------------|----------------|-----------|
| 処理可能量 | （参考）最大限活用 | 1,572t/年 |
| | 高位シナリオ（分担率20%） | 処理能力により除外 |
| | 中位シナリオ（分担率10%） | 処理能力により除外 |
| | 低位シナリオ（分担率5%） | 処理能力により除外 |

表5 仮設トイレ必要基数及び避難所ごみ発生量の推計結果

| 発災後の経過日数 | 鳥取県西部地震断層の地震 | | | |
|----------|--------------|---------|---------|------------|
| | 仮設トイレ | | 避難所 | |
| | 必要人数（人） | 必要基数（基） | 避難者数（人） | 避難所ごみ（t/日） |
| 1日後 | 857 | 11 | 30 | 0.02 |
| 1週間後 | 202 | 3 | 70 | 0.04 |
| 1ヶ月後 | 32 | 1 | 20 | 0.01 |

第2章 災害廃棄物処理計画

1. 平時対応

1.1 組織体制と指揮命令系統

発災時における内部組織体制は、図1を基本とする。

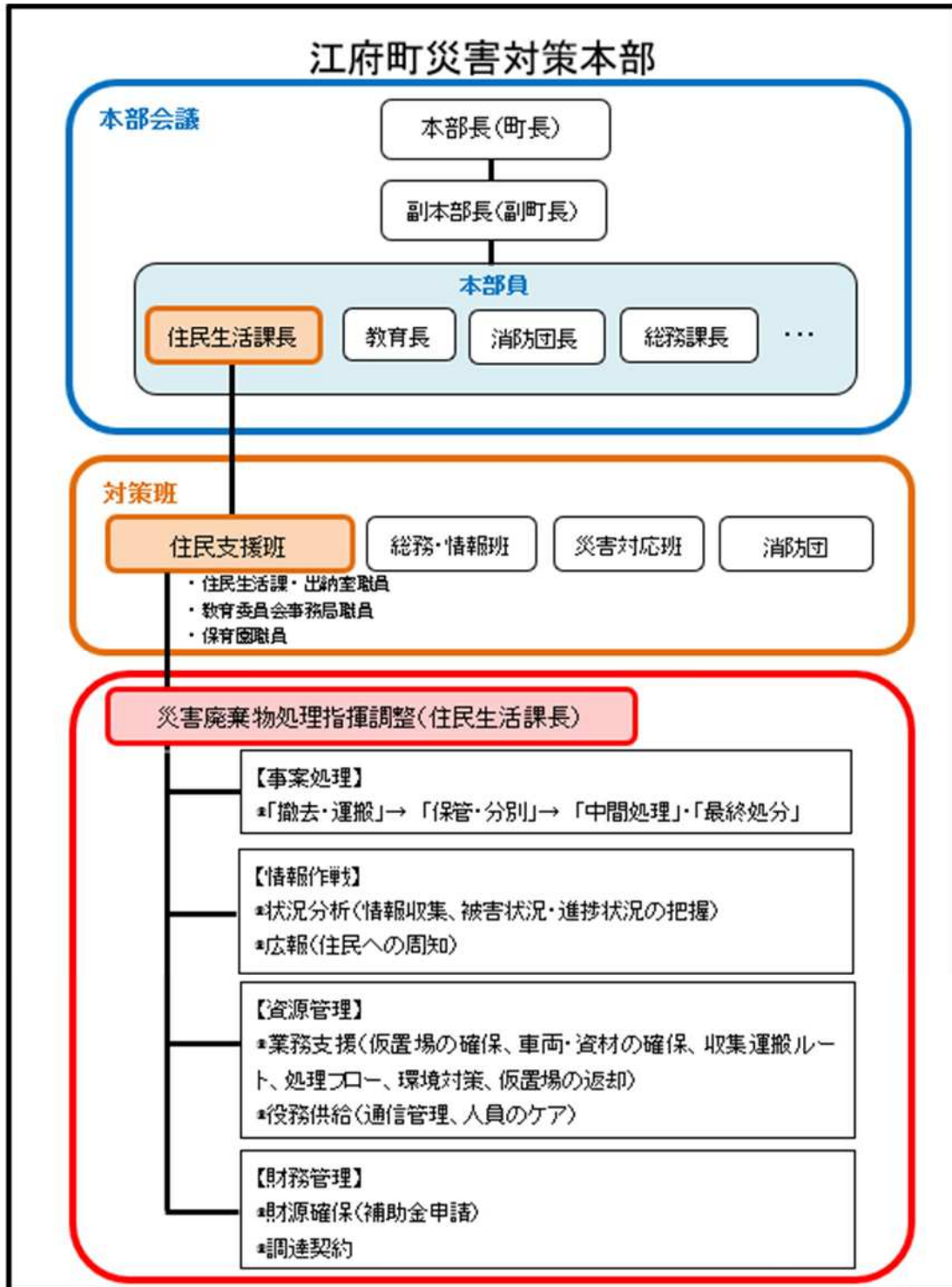


図1 災害廃棄物対策における内部組織体制

1.2 協力連携体制の確立

本町が被災した場合の災害廃棄物処理に関する公的機関や民間団体等との連携協力について表6に示す。

表6 災害時の連携協力に関する整理

| 協力連携先 | | 内容 |
|--------|---------------------------|---|
| 公的機関 | 自衛隊・警察・消防 | ・災害廃棄物の撤去対策 ・貴重品や思い出の品の保管や不法投棄防止対策 |
| | 国 | ・D.Waste-Net、人材バンクによる現地支援 ・中国ブロック協議会を通じた広域的な協力体制 ・補助金による災害廃棄物処理への財政支援 |
| | 県 | ・協定締結団体との調整による人員の派遣や資機材の提供 ・災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託 |
| | 県内市町村等 | ・県及び県内市町村間の応援協定による協力支援体制 |
| 民間団体 | ・産廃処理事業者団体等との支援協定と活用 | |
| ボランティア | ・社会福祉協議会と連携し、被災家屋の片づけ等に派遣 | |

1.3 仮置場候補地の選定

仮置場は、災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所であり、被災した家財を含む災害廃棄物の速やかな撤去、処理・処分を行うために設置する。

仮置場の設置は、被災後に初めて検討するのではなく、平時から候補地を選定し、必要面積や配置を検討するなどの事前準備を進めておくことが必要となる。このためには、庁内関係部局等と連携して仮置場候補地の検討を行い、災害の規模等により必要に応じて全庁を挙げて仮置場の確保に向けた調整を行うものとする。

なお、鳥取県西部地震断層の地震における仮置場の必要面積は0.2haと推計され、片付けごみの仮置場必要面積は0.1haと推計される。

2. 緊急時対応

2.1 初動行動

災害が発生したときは、必要な人員を確保しながら組織体制を整備し、本計画に基づき、被害の状況を的確に把握するとともに、災害廃棄物の撤去、処理手法等が可能かどうか確認を行う。また、災害廃棄物の撤去など初動期において必要な予算を確保する必要がある。

初動期には、道路上の災害廃棄物の撤去や仮設トイレの設置など緊急性の高い作業から順に行う必要があることから、計画的・総合的な作業の実施が求められる。

風水害時は、大雨等の予報が出された段階で、早期に災害廃棄物への対応体制を準備するとともに、防災部局と協力して住民等に対して浸水しないよう予防策を講じることを呼びかけ、災害廃棄物の発生を最小化するよう努める。

2.2 情報収集整理

災害廃棄物等の適正かつ円滑・迅速な処理を行う観点から、災害が発生した直後から本町は廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量等について情報を収集する。

表7 発災時に必要な情報の例

| 目的 | 収集すべき情報 | 具体的な情報 |
|--|--------------|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 災害廃棄物処理体制構築・ 災害廃棄物発生量推計・ 仮設トイレ必要基数推計 | 被災状況 | <ul style="list-style-type: none">・ 被災範囲・ 建物被害状況 (倒壊、焼失、浸水棟数等)・ 一般廃棄物処理施設等の被害状況・ 町域周辺の産業廃棄物処理施設等の被害状況・ 有害廃棄物等の発生状況・ ライフラインの被害状況・ 避難所の収容人数及び避難者数 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 収集運搬計画・ 支援要請 | 収集運搬体制に関する情報 | <ul style="list-style-type: none">・ 道路の被災状況・ 収集運搬車両の被害状況・ 委託事業者の被害状況 |

2.3 排出ルールと住民広報

仮置場を開設する際には、防災行政無線、広報車、ホームページ等により住民に対し以下のような点をしっかりと伝えることが重要となる。また、ボランティアについても、本町が役割を決め、同様に以下の点を伝える。

- ・ 仮置場の場所、搬入時間、曜日等
- ・ 誘導路（場外、場内）、案内図、配置図
- ・ 分別方法（平時の分別方法を基本とした方が伝わりやすい）

- ・仮置場に持ち込んではいけないもの（生ごみ、一部の有害ごみ、引火性のもの等）
 - ・町内の災害廃棄物であることの確認（罹災証明書等の呈示、災害ごみ搬入届の提出等）
- また、便乗ごみ、不法投棄や無許可仮置場等を防止するため、不法投棄等の状況を踏まえたパトロールを実施し、広報を強化する。

発災直後は混乱を招かないよう、情報の一元化に努め、必要な情報を発信する。

3. 復旧・復興時対応

3.1 災害廃棄物の処理フロー

多様で多量の廃棄物は、一度に処理施設で処理することが困難なため、撤去された災害廃棄物を一次仮置場で一時的に集積する必要がある。一次仮置場ではこれらを資源化・減量化するため、再生利用が可能な品目はできるだけ分別することが重要となる。

一次仮置場で分別された災害廃棄物は、必要に応じて二次仮置場で破碎・選別などの前処理を行った後、再生利用先や処理・処分先へと移送し処分することになる。



図2 災害廃棄物処理の流れ

3.2 収集運搬体制

災害時において優先的に収集する災害廃棄物の種類、必要な機材、収集運搬方法・ルートについて、平時に想定しておく。収集運搬ルートは、県地域防災計画に示されている緊急輸送道路区間を基準に選定する。優先的に収集すべき災害廃棄物の種類としては、道路障害物、有害廃棄物、危険物、仮設トイレのし尿、腐敗性廃棄物があげられる。災害発生後、被災状況に応じて収集運搬方法やルートを決定する。なお、機材が不足する場合は、県に要請し県内市町村間や協定締結団体による支援を受ける。

3.3 家屋解体撤去

損壊家屋等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任によって行うこととなる。ただし、災害復興に当たって、被災自治体は災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋の解体を実施することができる。被害の状況によっては国の特例措置により、半壊家屋まで補助対象が拡大された場合もあるため、補助対象の適否は、災害発生後の環境省の通知を確認する必要がある。

公費解体の手順（例）を図3に示す。撤去・解体棟数が多い場合は事務量が膨大となるため、庁内他部局からの協力を得て体制を構築することが必要である。また県や他自治体からの支援を得たり、補償コンサルタントや測量事業者等の民間事業者へ委託したりすることも検討する必要がある。

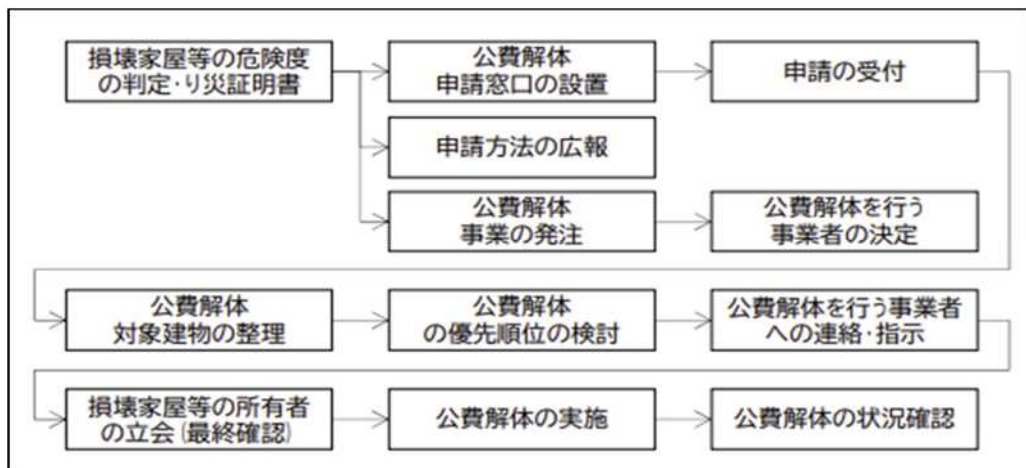


図3 公費解体の手順（例）

3.4 仮置場の管理運営

仮置場の運営に当たってのポイントを表9に示す。

表9 仮置場の運営に関するポイント

| ポイント | 内容 |
|---------------------|---|
| 人員の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 仮置場を管理・運営するためには、受付（被災者、場所の確認、積荷のチェック）、出入口の交通誘導員、分別指導員、荷下ろし補助員等が必要である。特に発災初期は人員の確保に時間を要することが多いため、円滑に人員を確保できるよう、あらかじめ庁内での応援体制を構築しておく。 近隣自治体との災害支援協定の活用やシルバー人材センター等との連携について平時から協議し、円滑な人員確保のための体制を整えておく。 |
| 災害廃棄物の分別 | <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の分別の必要性と方針を初動時に迅速に明示し、住民等の協力を得る。 仮置場における分別等は、担当職員の指導はもとより、各現場で作業を行う人材（応援者、地元雇用者等）の能力や認識に相当依存することから、リーダーや役割分担を決め、分別の重要性、内容、方法について共通理解を図った上で、分別を行う。 被災場所等の片付けや仮置場への搬入は、ボランティア活動によるものが大きいことから、ボランティアの取りまとめを行う社会福祉協議会等と分別に係る情報交換を行って共有を図りつつ、分別や安全の確保を徹底する。 |
| 搬入量・搬出量の把握 | <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理の進捗や処理費用を管理するためには、搬入量・搬出量の把握が重要である。特に処理・処分先への搬出量は、国庫補助金を申請する上で必須の情報でもあるため、必ず計量し、記録する。 搬入量についても、簡易計量器等での計量が望まれるが、これらを設置できない場合には、搬入台数（車種別）を計数、記録しておく。 |
| 早期の搬出と仮置場の整理・整頓 | <ul style="list-style-type: none"> 分別により、金属や廃家電等は仮置場から早期に搬出でき、仮置場スペースの確保が容易となる。 適切な管理・運営が行えるよう、定期的に仮置場の整理・整頓を行う。 |
| 野焼きの禁止、便乗ごみ・不法投棄の禁止 | <ul style="list-style-type: none"> 仮置場の不足や周知が不十分な場合は、野焼きをする住民が出てくる可能性があるため、「野焼き禁止」を周知する。 便乗ごみや不法投棄を防止するために仮置場に受付を設置し、被災者の確認及び積荷のチェックを行う。併せて、広報紙や看板等による住民等への周知や、夜間の不法投棄防止のための出入口の施錠、警備員の配置を行う。 |

| | |
|----------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・住民が自宅近傍に自ら集積所を設置する場合がある。これらの場所は不法投棄につながる場合があることから、一次仮置場への搬入を促し、速やかに閉鎖（解消）する。 |
| 仮置場の安全管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場での事故防止のため、重機の稼働範囲をコーンで囲うなど立ち入り禁止区域を明示し、誘導員の配置や注意喚起を行う等、安全管理を徹底する。 ・作業員は、通常の安全・衛生面に配慮した服装に加え、アスベストの混入に備え、必ず防じんマスクやメガネを着用する。靴については、破傷風の原因となる釘等も多いため、安全長靴をはくことが望ましいが、入手困難な場合は、長靴に厚い中敷きを入れるなどの工夫をする。 ・夏場においては、休憩時間の確保や水分・塩分の補給等、熱中症対策を行う。 |

3. 5 自区域内で処理できない廃棄物対策

管内処理施設で災害廃棄物が処理できない場合には、以下のような手法による処理の検討が必要となる。

1. 広域処理（県の調整による近隣市町村等の処理施設余力の活用）

本町だけで処理できない災害廃棄物については、本町から鳥取県災害対策本部に支援要請をすることで、鳥取県が主催する災害廃棄物処理対策協議会において県内外の市町村や国との調整を図ることができる。

2. 民間活用（民間処理業者への処理委託）

災害廃棄物の処理に当たっては、災害廃棄物の性状や組成が産業廃棄物に類似していることから、迅速な処理が可能となるよう、産業廃棄物処理の技術及び機材を有し大量の廃棄物の処理に対応できる民間事業者の活用を図る。民間事業者等の協力を得て災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去、災害廃棄物の処理・処分を行うため、災害廃棄物処理関連業務を委託する。

3. 仮設処理施設の設置（仮設処理施設の設置による処理）

地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き」（令和3年5月 環境省）に基づき、設置の必要性及び必要規模・基数等について検討する。

災害廃棄物の焼却処理や埋立処分、再生利用において前処理となる破碎・選別は不可欠な工程である。

なお、破碎施設には、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、コンクリートがら等の用途に合わせた施設があるため、必要に応じて設置を検討する。

3. 6 補助金等の制度活用

災害時の環境省の補助金には、災害廃棄物の処理に活用できる「災害等廃棄物処理事業費補助金」と、一般廃棄物処理施設の復旧に活用できる「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」があり、災害廃棄物処理の財源確保のため、災害等廃棄物処理事業費補助金の活用を図る。また、これらの申請の際には、災害関係業務事務処理マニュアル（令和4年4月改訂 環境省）を参考とする。災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象範囲について図4に示す。

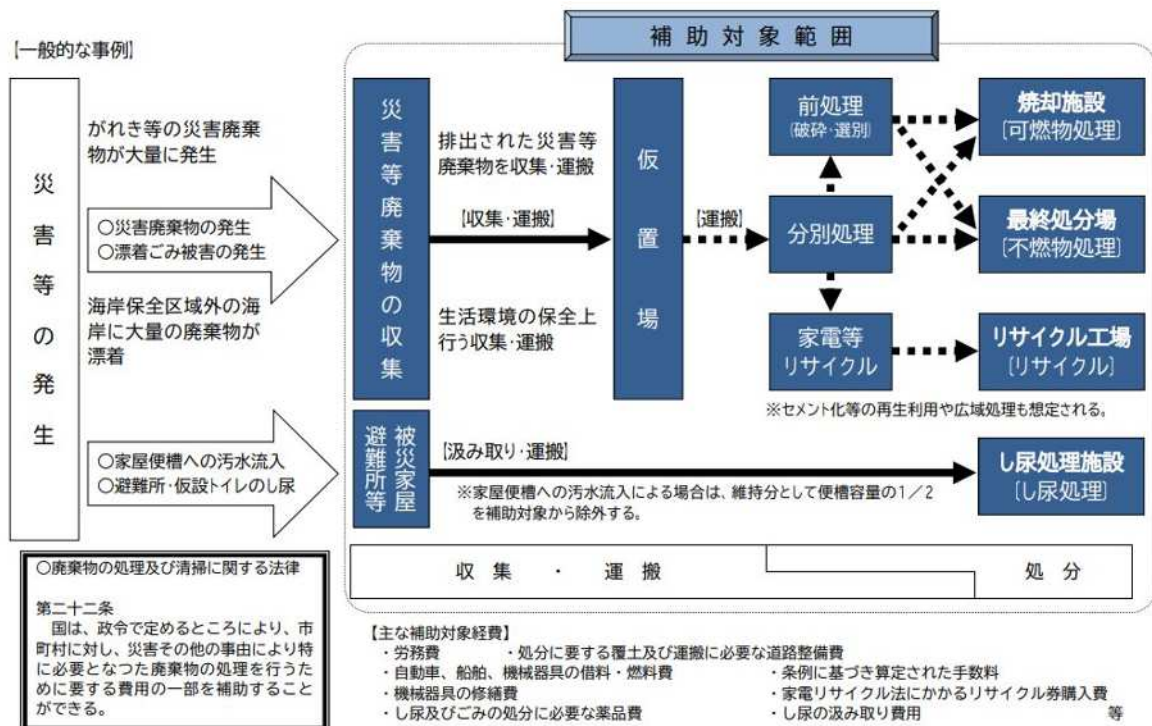


図4 災害廃棄物処理事業の業務フローと補助対象範囲